旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

（令和8年10月14日学長裁定）

旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項（平成26年10月8日学長裁定）の一部について，下記右欄（「現行」欄）を，同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（略）
（報酬）
第9　SAの報酬は，別に額の定めがある場合を除き，予算の範囲内で，次に定める額を賃金として支払う。
<table><tr><th>1時間あたりの賃金</th></tr><tr><td>1,200円</td></tr></table>2　前項の報酬は，本学の財務状況等を勘案し，これを改定することがある。
（略）
附　則
この要項は，令和8年10月14日から施行し，令和8年10月1日から適用する。
（略）
【改正理由】
北海道の最低賃金改正に伴い，報酬の時間単価について所要の改正を行うものである。</td><td>（略）
（報酬）
第9　SAの報酬は，別に額の定めがある場合を除き，予算の範囲内で，次に定める額を賃金として支払う。
<table><tr><th>1時間あたりの賃金</th></tr><tr><td>1,100円</td></tr></table>2　前項の報酬は，本学の財務状況等を勘案し，これを改定することがある。
（略）
（略）</td></tr>
</table>